

あっせんの申立てについて

本市は、次のとおりあっせんを申し立てる。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 相手方の所在地、名称及び代表者
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明
- 2 申立て先
東京都港区西新橋一丁目5番13号
第8東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター
- 3 申立て額
375,030,404円
- 4 申立ての趣旨
相手方に対し、本市が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、平成25年4月1日から平成28年3月31日までに被った損害について、賠償をするよう求める。
- 5 申立て遂行の方針
申立ての進行に応じ、適切な方法をとる。

提 案 理 由

東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い本市が被った平成25年4月1日から平成28年3月31日までの原子力損害について、相手方に対し、賠償をするよう交渉を行ってきたが、交渉に進展が見込まれないため。